

アジアサポートデスク登録者に関する要領

制定 平成 26 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）アジアサポートデスク実施要綱第 3 条の規定に基づき、アジアサポートデスクを担う法人（以下「登録者」という。）の登録に際し必要な事項を定める。

(役割)

第 2 条 登録者は、その保有する知識や海外ネットワークをいかして、財団の依頼に基づき、横浜市内企業の国際事業展開を支援する。

(募集等)

第 3 条 登録者の募集は財団ウェブサイト等により、財団が必要と認める場合に行う。

(登録条件)

第 4 条 登録者への登録は、次の各号に掲げる条件に適合する者とする。

- (1) 第 2 条に規定する役割を遂行するため、原則として日本国内に法人を有し、かつ、日本国外に事務所を設置していること
- (2) 前号の国外の事務所に日本人担当者がいて、かつ、アジアサポートデスクについて日本語で対応できること
- (3) 財団とのコミュニケーションを迅速かつ円滑に図ることができること

(登録申込み)

第 5 条 登録をしようとする者で、前条各号に規定する要件を満たす者については、次の各号に掲げる書類を財団に提出する。

- (1) アジアサポートデスク登録申込書(第 1 号様式)
- (2) 機密保持宣誓書(第 2 号様式)
- (3) 法人の概要及び組織体制に関する書類
- (4) 前各号のほか、財団が必要と認める書類

(選定方法)

第 6 条 登録をしようとする者の選定については、次の各号に規定するものとする。

- (1) アジアサポートデスク登録申込書等による第 4 条に規定する要件の確認
- (2) 面談等

(登録内容の変更)

第 7 条 登録者は、その登録内容に変更が生じた場合は、速やかに財団に届け出なければならない。

(登録期間)

第8条 登録者の登録期間は4月1日から始まる財団の1事業年度とする。

2 登録期間の途中で登録された登録者の登録期間は、前項の残期間とする。

(登録の抹消・更新)

第9条 財団は、登録期間を満了した登録者の登録を抹消するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、登録者の登録を更新することができる。

- (1) 直近3事業年度において第2条の規定による支援の実績がある場合
- (2) 登録者の登録期間の累計が2事業年度未満である場合
- (3) 前号のほか、理事長が必要と認める場合

(登録の取消)

第10条 登録者が次のいずれかに該当すると財団が判断した場合は、財団は登録者への通知により登録を取り消すものとする。

- (1) 直近3事業年度において第2条の規定による支援の実績がない場合
- (2) 利用者に対する相談実施状況が良好でない場合
- (3) 提出された書類に虚偽の記載があったことが判明した場合又は登録内容に変更があったにも関わらず必要な届出がなされなかったため、第2条に定める業務の遂行に支障が出た場合
- (4) 第11条に規定する禁止事項に該当する場合
- (5) 第12条に規定する遵守事項に違反があった場合
- (6) 次に掲げる反社会的勢力に該当する場合

ア 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者。

イ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者。

- (7) 前各号のほか、アジアサポートデスクの遂行に支障が出た場合

(禁止事項)

第11条 登録者は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 利用者、財団、横浜市等、関係者の名誉を毀損し、信用を傷つけ、又は利益を害すること
- (2) サポートデスクに関連して知り得た秘密を漏らし、又は盗用すること
- (3) 登録者としての地位を悪用すること
- (4) 個別契約についての営業行為を行うこと
- (5) その活動にあたって、金銭、物品等の供与を受け、又は要請すること

(遵守事項)

第12条 登録者は利用者を支援するにあたり、第2条に規定する役割の趣旨を十分に理解し、かつ、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 恣意的な行為、関係者に迷惑をかけるような行為をしないこと
- (2) 本要領のほか、必要に応じて財団が指示する事項を守って行動すること

- (3) 登録者は活動するにあたり、第5条第2号に規定する書面の内容に従って利用者及び関係者に関する知り得た機密を決して漏らすことのないよう、細心の注意を払うこと
- (4) 前号の規定は、登録取り消し後や登録期間終了後も登録期間中と同様に遵守すること

(免責事項)

第13条 財団は、次の行為により生じたいかなる損害やトラブルに対して、一切の責を負わないものとする。

- (1) 登録者が行う相談・助言等の支援活動
- (2) 利用者が前号を実行した結果

(利益相反)

第14条 登録者は、第2条に規定する役割と自己の業務等との間で利害関係が生じる恐れがあると判断した場合には、速やかに財団と協議の上、必要な措置を講じなければならない。

(個別契約)

第15条 財団は、利用者が登録者と個別に契約を結び、業務を依頼することを妨げない。利用者から個別契約の申し出を受けた場合、あらかじめ契約条件等を財団に届け出るとともに、契約を解消した場合も遅滞なく財団に報告しなければならない。ただし、個別契約や依頼等の結果トラブルが生じた場合に、財団は一切責任を負わないものとする。

(謝金)

第16条 財団は、登録者が行うサポートデスクの内容に応じて、登録者に対し、財団専門家等への謝金の支払い基準に関する要綱に規定された金額の謝金を支払うものとし、交通費等の必要経費は謝金額に含むものとする。

- 2 財団は、登録者の指定した銀行口座に振り込む方法により支払うものとし、支払いは日本円によるものとする。
- 3 登録者は、アジアサポートデスクの支援を行っている間は、第1項で定める謝金以外の報酬等を利用者から受けてはならない。

(改廃)

第17条 この要領の改廃は、事務決裁規程に基づく者の決裁により行うものとする。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

アジアサポートデスク登録申込書

年 月 日

公益財団法人 横浜企業経営支援財団 理事長

「アジアサポートデスク」として登録したいので、次のとおり申込みます。

所在地 (登記上) 企業名 代表者名 連絡先	電話 FAX	資本金	千円
		役員	名
		従業員	名
		パート・アルバイト	名
		合計	名
事業開始	年 月 日		
業種			
事業内容			
会社HP	(URL)		
海外拠点			
国内担当者	所在地 氏名 電話 E-mail	FAX	
公的機関等での受託実績	有り (団体名及び期間) ・無し		

アジアサポートデスク対応可能国 複数国ある場合は、項目を追加して記入してください。	国名	
	所在地	
	事務所規模 (従業員 名)	
	日本人担当者氏名	
	電話	FAX
	E-mail	
専門分野 得意分野		
特記事項	(制約事項や専門分野以外でできること等)	

※財団使用欄（記入しないでください）

受付日	面談日	選定結果	登録日	担当部署	登録番号
特記事項					

機密保持宣誓書

公益財団法人 横浜企業経営支援財団 理事長

住所（国内窓口）
企業名
代表者名

印

（企業名）は、アジアサポートデスクを担う法人（以下「登録者」という。）として登録を受け、アジアサポートデスクの実施にあたっては、機密の保持に関し、次の事項を遵守し、信義に従い誠実にその努めを遂行することを宣誓いたします。

第1条 登録者としての活動に伴って知り得た次に掲げる機密（情報を含む。以下同じ。）に関しては、これを漏洩し、又は盗用しません。

- （1）利用者の名称、代表者の氏名その他当該企業に関する機密
- （2）公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）及び横浜市等関係者に関する機密
- （3）利用者、財団又は横浜市等関係者と（企業名）との間で漏洩しないことを約した機密

2 前項の規定に関わらず次に掲げる情報は、機密に含まれないものとします。

- （1）本宣誓時に、既に公知であった情報
- （2）アジアサポートデスク実施の際に、既に公知であった情報
- （3）利用者からの要請を受けて、第三者を紹介し、又は問合せを行う場合の当該利用者の名称及び代表者の氏名並びに当該企業が公開することを同意した範囲内の事業概要
- （4）本宣誓後に、（企業名）の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報
- （5）本宣誓後に、適法に開示された利用者等に関する情報

第2条 前条の規定に違反して、財団、横浜市他関係者、利用者が損害を被ったときは、その損害について賠償する責を負います。

第3条 本宣誓の内容は、登録者としての登録が取り消された後においても、なお効力を有するものとします。